

事務連絡
令和6年12月24日

都道府県民生主管部（局）
介護保険主管課（室）
市区町村介護保険主管部局

御中

厚生労働省老健局 介護保険計画課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（その1）

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素よりご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年3月29日に介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）が改正され、令和6年4月1日より継続利用要介護者（介護給付を受ける前から継続的に総合事業を利用する要介護者）が利用できるサービスについて、地域とのつながりのもとで日常生活を継続するための選択肢の拡大を図る観点から、総合事業の訪問型サービス・通所型サービスのうち従前相当サービス及びサービス・活動Cを除いたサービスへと対象範囲を拡大したところです。

また、令和6年7月8日に開催された第113回社会保障審議会介護保険部会においてお示ししているとおり、介護情報基盤の整備による要介護認定事務の電子化の一環として、主治医意見書の電子的送付を可能とする予定です。これに伴い、主治医意見書請求料支払処理についても、一体的に電子化を図ることで、自治体や医療機関等の更なる業務負担軽減につながることを期待されるため、当該電子化に伴うインタフェースの改訂を行う予定です。

こうした状況を踏まえ、今般、介護保険事務処理システムに関して、現時点で考えられる事項について事務的に整理し、別添のとおり、資料の変更等を行いましたので送付いたします。

つきましては、貴管内市町村等の担当者へ周知するとともに、システム改修の漏れ等が生じることがないように特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

なお、本資料につきましては、近日、WAMNETに掲載する予定です。

<照会先> 電話03-5253-1111（代）

【インタフェース関係】

介護保険計画課 坂井、森下（内線2162）

【介護予防・日常生活支援総合事業関係】

認知症施策・地域介護推進課 原（内線3986）

【要介護認定関係】

老人保健課 佐藤（内線3963）

<添付資料>

資料1 介護給付費請求書・明細書様式

資料2 国保連合会とのインタフェースの変更点について

資料3 主治医意見書作成料支払処理の事務処理の流れについて

資料4 令和8年度制度改正介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票作成パターン

資料5 令和6年4月以降の介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について